# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、人口減少や急激な少子高齢化、家族形態や社会構造の変化、個人のライフスタイルの 多様化等を背景として、家庭や地域においてお互いが支え合う機能の低下や地域を支える担 い手の確保が困難になっている状況があります。

また、社会的孤立\*等の関係性の貧困\*が社会的な課題となり、ダブルケア\*や8050問題\*、ヤングケアラー\*等の複合的な課題が顕在化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが、既存の制度や分野をまたがり複合化・複雑化しています。

その他、新型コロナウイルス感染症により、外出や地域での活動が制限され、社会的な孤立 が高まるなど、市民の生活に大きな影響を及ぼしました。

このように、複合化・複雑化する福祉ニーズ\*に対応するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題を「我が事」として捉えて解決していく意識の醸成が必要です。

また、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、地域住民等の支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指して、市、地域住民、関係機関等の協働\*による包括的な支援体制の整備を図ることが更に重要となっています。

国においては、令和2年(2020年)6月の社会福祉法の改正により、市町村の地域福祉計画において、地域生活課題\*の解決に資する支援が、包括的に提供される体制の整備について定める努力義務が規定されました。

これまで、下関市、下関市社会福祉協議会\*においては、平成30年(2018年)3月に「第3期下関市地域福祉計画・第3期下関市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、ともに連携を図り、下関市における「地域福祉の推進」に取り組んできました。

「第4期下関市地域福祉計画・第4期下関市地域福祉活動計画」は、今後の下関市における「地域福祉の推進」のあり方について、これまでの実施状況を踏まえ、市民意識調査・団体等調査の結果、地域懇話会での意見聴取、議会からの提言等を基に、学識経験者や社会福祉事業関係者等によって構成される「下関市地域福祉計画審議会(下関市地域福祉活動計画策定委員会)」において審議し、策定しました。



## 2 地域福祉の考え方

地域福祉とは、すべての市民が、健康で、住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活 を送ることができるよう、市民自らが地域生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、 地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことです。

市民、地域の活動団体、民生委員\*・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市など、地域のあらゆる主体の協働\*による、地域福祉の推進における概念である「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を本計画では次のように定義します。

※協働とは、共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動する ことです。

#### ≪自助≫

市民一人ひとりが、自らの主体的な取り組みで生活課題を解決することを「自助」といいます。

日々の生活で、困ったことが起こったときに自分自身や家族で解決すること、健康づくりや介護予防に取り組んで自らの健康を維持すること、自分や家族に必要な情報を自分自身で収集すること、家族を大切にしたり、積極的に地域の人とのつながりを持ったりすることなどが「自助」の取り組みに当たります。

### ≪互助≫

隣近所の住民同士や友人、知人との助け合いや、自治会や民生委員・児童委員、福祉員\*、市民活動団体\*、NPO団体\*、事業者、社会福祉協議会などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決することを「互助」といいます。

近隣のひとり暮らしの高齢者に声をかけること、近隣住民の悩みを聞くこと、その悩みを一緒に解決したり相談機関を紹介したりすること、近隣住民に子どもを預けたり、預かったりすること、地域で活動する団体による見守り活動などが「互助」の取り組みに当たります。

#### ≪共助≫

制度化された相互扶助のことを「共助」といいます。

介護保険や医療保険に代表される社会保障制度及びサービスが「共助」に当たります。

#### ≪公助≫

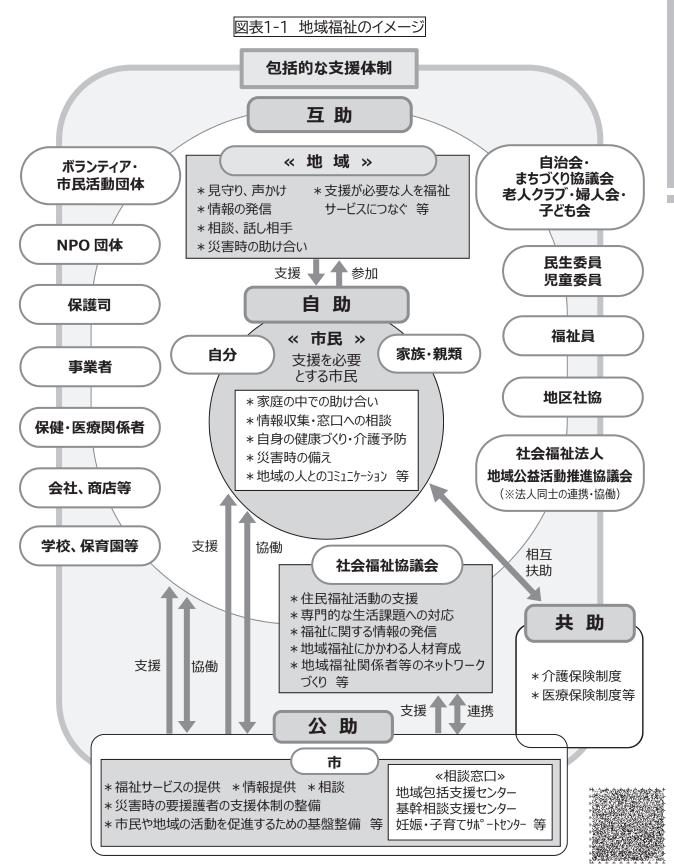
公的な制度として、福祉・保健・医療その他の関連するサービスを提供することを「公助」 といいます。

「下関市いきいきシルバープラン」、「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画・下関市障害児福祉計画」、「下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画・下関市ひとり親家庭等自立促進計画」等の計画に基づいて推進する福祉サービスの提供が「公助」に当たります。



## 3 計画が目指す地域福祉のイメージ

自らの力で生活課題を解決する「自助」を基本とし、地域の支え合いによる「互助」や制度化された相互扶助である「共助」により支援し、行政がその「互助」の取り組みを支援するとともに、「公助」で提供するべき福祉サービスの充実を図り、地域福祉を推進します。



## 4 計画の位置付け

地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携を図り、推進することが重要であるため、 両計画を一体的に策定します。

## (1)地域福祉計画

#### ア 法令の根拠

社会福祉法第4条において、地域住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う者の三者を地域福祉の推進に努めなければならない主体として定めています。

また、第6条においては、国、県、市町村の責務として、地域生活課題の解決を図ること を促進する施策を講ずることが定められています。

一方、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として位置付けられ、下関市における地域福祉の推進について定めるもので、令和2年(2020年)の改正により、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(いわゆる包括的な支援体制)の整備に関する事項についての規定が追加されています。

#### 社会福祉法(令和2年法律第52号による改正)抜粋

### (地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域 住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の 防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを 必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される 上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解 決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によ りその解決を図るよう特に留意するものとする。



(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

- 第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力 して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福 祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の 推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四 第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資す る支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要 な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

## (包括的な支援体制の整備)

- 第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
  - (1)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
  - (2)地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - (3)生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援 事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、 相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行 う体制の整備に関する施策
- 2 (略)



### (市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
  - (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



### イ 関連計画との整合性

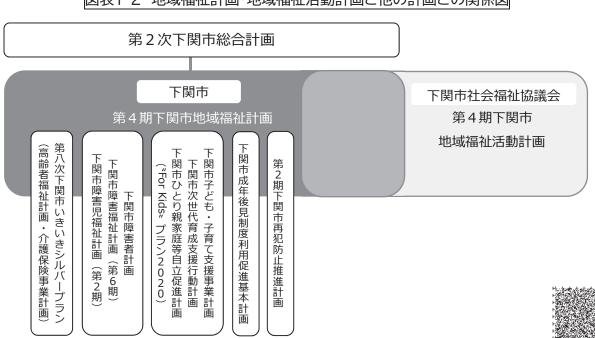
- 下関市の基本計画である「第2次下関市総合計画」を踏まえ、市の地域福祉を総合的 に推進するために策定する計画です。
- 保健福祉分野の関連する個別計画である「第八次下関市いきいきシルバープラン (高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」(令和3年(2021年)3月策定)、「下関市障害 者計画」(平成30年(2018年)3月策定)、「下関市障害福祉計画(第6期)・下関市障 害児福祉計画(第2期)」(令和3年(2021年)3月策定)、「下関市子ども・子育て支援 事業計画・下関市次世代育成支援行動計画・下関市ひとり親家庭等自立促進計画 ("For Kids"プラン2020)」(令和2年(2020年)3月策定)、「下関市成年後見制度\* 利用促進基本計画」(令和4年(2022年)3月策定)、「第2期下関市再犯防止推進計 画」(令和5年(2023年)3月策定)等との整合性を図り策定します。
- 保健福祉分野の関連計画は、個別の法律や制度に基づき、対象者ごと、分野ごとの施設やサービスの必要量と整備計画を中心とした計画です。一方、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を掲げ、保健福祉分野の関連計画の上位計画に当たります。

### (2)地域福祉活動計画

下関市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

地域福祉活動計画は、下関市社会福祉協議会が呼びかけて市民、ボランティアやボランティアグループ、福祉サービスを提供する事業者や社会福祉施設、NPO法人等の参画のもとで策定する、地域福祉の推進を目的とする民間レベルの実践的な活動・行動計画(アクションプラン)です。

図表1-2 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他の計画との関係図

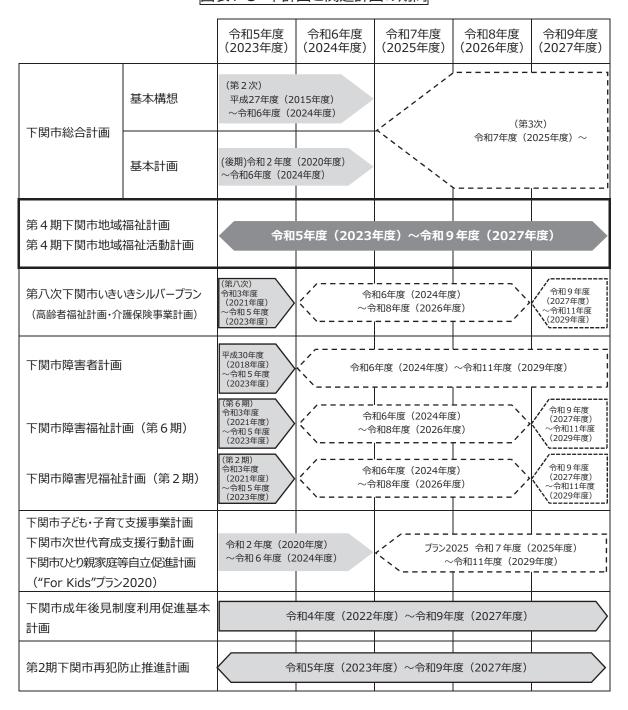


## 5 計画の期間

本計画は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5か年を計画期間 とします。

なお、関連計画との整合性や社会状況の変化への対応のため、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表1-3 本計画と関連計画の期間





## 6 計画の策定体制

### (1) 策定体制

本計画の策定は、下関市福祉部福祉政策課が、下関市社会福祉協議会、庁内関係部局と連携を図りながら進めます。

また、検討に当たっては、市民の立場、専門分野からの総合的な意見を聴くことを目的として、学識経験者、社会福祉事業に従事する者、市民団体の関係者、公募委員(市民)によって構成される「下関市地域福祉計画審議会(下関市地域福祉活動計画策定委員会)」を設置しました。

## 図表1-4 計画の策定体制

## 下関市地域福祉計画審議会 (下関市地域福祉活動計画策定委員会)

- 学識経験者
- 社会福祉事業に従事する者
- 市民団体の関係者
- 公募委員(市民)

#### 【役割】

・計画原案に対する審議、答申

#### 下関市地域福祉計画策定推進会議

下関市地域福祉活動計画策定推進会議

● 下関市関係部局職員

▼ 下関市社会福祉協議会関係部所職員

【役割】

・計画原案の検討

・その他策定推進に関すること

### 事務局(下関市福祉部福祉政策課)

- 下関市福祉部福祉政策課
- ▼ 下関市社会福祉協議会地域福祉課 (地域福祉活動計画)

#### 【役割】

- ・市関係部局との連携
- 市民意見の集約

#### ワーキンググループ

- 下関市関係課職員
  - 総務部防災危機管理課 福祉部関係課 こども未来部各課 各総合支所市民生活課
- 下関市社会福祉協議会

#### 【役割】

- ・計画原案の検討
- ・所管計画との整合性確認
- ・地域特性の情報収集
- ・地域における啓発活動
- ・その他策定推進に関すること



## (2) 市民参画の方策

本計画の策定に当たり、住民相互の交流状況や見守り活動等に対する意識、要支援者の 生活課題を把握するため、市民を対象に「地域の暮らしと福祉に関するアンケート調査」(以 下「市民意識調査」という。)を実施しました。

また、地域福祉の活動を行う団体等の活動の状況や今後の活動意向、地域課題解決に向けた取り組み等を把握するため、活動を行う団体等を対象として調査(以下「団体等調査」という。)を実施しました。

さらに、市民からの意見を計画に反映するとともに、市民の意識を高め、今後の計画推進のきっかけづくりとなるよう、市内9か所で地域懇話会を開催しました。

